

液石法関係詳細基準審査要領

1 目的

この要領は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成 12・06・30 立局第 2 号）」（以下「通達」という。）に基づき、詳細基準の審査に係る実施方法等を定め、審査を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語は、通達において使用する用語の例による。

3 申請

申請は、次に掲げるところによる。

- (1) 詳細基準の審査に係る申請は、詳細基準作成者が行うものとする。
- (2) 申請者は、様式 1 の詳細基準審査申請書に次の事項を記載した資料を添えて高压ガス保安協会（以下「協会」という。）液化石油ガス部に提出するものとする。
 - 詳細基準作成者の概要
 - 例示基準によらない理由
 - 詳細基準の内容及びその根拠等についての説明
 - 詳細基準が申請者の設置した委員会（以下「作成委員会」という。）において作成された場合にあっては、作成委員会の運営等について定めた規程類

4 検討委員会における審査

検討委員会における審査は、次に掲げるところによる。

- (1) 協会会長は、3 に基づく申請に係る詳細基準又は協会技術委員会が作成した詳細基準について、別に定める液石法関係基準検討委員会規程に基づき設置する液石法関係基準検討委員会に諮る。
- (2) 液石法関係基準検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営は、液石法関係基準検討委員会規程による。
- (3) 検討委員会は、申請された詳細基準の審査の結果を協会会長に報告する。
- (4) 検討委員会は、過去に審査を行い例示基準となっている詳細基準の見直しを当該詳細基準の作成者に要請することができる。

5 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 詳細基準は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）に規定された機能性基準に適合すること。
- (2) 詳細基準は、適切な表記、構成等に基づいていること。

6 審査結果の通知

協会会長は、3に基づく申請に係る詳細基準について、検討委員会の報告を受けた後、当該詳細基準が施行規則に規定された機能性基準に適合するものであるかどうかについて、様式2の詳細基準審査結果通知書により速やかに申請者に通知する。

7 経済産業省への報告

協会は、施行規則に規定された機能性基準に適合すると認められる詳細基準について、その旨経済産業省に報告する。

附則 この要領は、平成13年3月30日から実施する。

附則 この要領は、平成14年2月15日から実施する。

様式 1

詳細基準審査申請書

番 号
平成 年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）に係る詳細基準について審査を受けたいので申請します。

詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
施行規則の関係条項		
詳細基準の題名		
詳細基準の作成日		年 月 日
詳細基準の内容		

- 備考 1 . この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 . 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付する。
 3 . 日本語以外の資料を添付する場合にあっては、当該資料の和訳を添えること。

様式 2

高液第 号
年 月 日

殿

高 圧 ガ ス 保 安 協 会
会 長

詳 細 基 準 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付け番号 をもって申請のありました件については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成 12・06・30 立局第 2 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において液化石油ガス法施行規則に規定する機能性基準に適合するもので [あると認められ] { は
ないとの結論に至り } ましたので通知します。

記

詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
施行規則の関係条項		
詳細基準の題名		
詳細基準の作成日		年 月 日
[特記事項] { 理由 }		

備考 [] 内は適切な場合、{ } 内は不適切な場合に適用する。